

真福寺所蔵聖教断簡について

——改偏教主決の発掘——

牧野 淳司

〈明治大学〉

はじめに

真福寺大須文庫所蔵の榮西著作『改偏教主決』は、首尾の整った完全な書物として見つかったものではない。綴じが失われて一紙一紙が散乱した形(断簡)で保存されていたものである。これらは断簡を集めた断簡函に保存してあったが、二〇〇四年から二〇〇八年七月までに行った調査で、『改偏教主決』の断簡の大部分を取り出すことができたと思われる。本報告では、これまでの断簡調査の概要を記した上で、『改偏教主決』を含む榮西著作の書写者・伝来経路を探る手掛かりとなる資料を提示し、今後の研究に資することとしたい。

一 これまでの断簡調査

二〇〇四年夏頃から、福島金治先生とともに、断簡函の試験的調査を始めた。これ以前に、榮西に係るものとして自筆書状と『無名集』『隠語集』が真福寺に伝来していることが確認されていた^①。また、『改偏教主決』の断簡数紙が七七合八二号(一紙)・八九合六二号(七紙)に存在していることも分かっていた。しかしこのうち『改偏教主決』は全体のほんの一部を残すのみであり、榮西著作としてその価値をそれほど重視することはできずにいた。これを補う部分が

断簡函に残されているとは全く予想していなかったのである。

ところが、断簡函の試験的な調査が進む中で、二〇〇四年九月、改偏教主決の断簡二紙が一〇合から発見された。さらに、二〇〇五年七月までに、もう二紙が見つかり、これら合計四紙は、早速、別置・修復された。

ちょうど同時期、『東大寺具書』の断簡が同様にして発見された。『東大寺具書』は真福寺善本叢刊の収録書目であり、当時、刊行を準備中であつた^②。こうした事情もあつて、『改偏教主決』および『東大寺具書』の断簡を探すための調査を継続して行うことになった。

そうして始められた断簡函調査は、あくまで『改偏教主決』と『東大寺具書』に係るものを探索するというもので、必ずしも網羅的なものではなかった。

『改偏教主決』の法量は、縦約二九・二糎、横約二六・三糎、『東大寺具書』(卷子)の法量は、縦二七・〇〇〜二八・〇糎で、枳形聖教に比べ大きい紙を用いている。断簡は一紙あるいは数紙ごとに、包紙とともに丸めて保管してあるので、おおよその法量が一致するものを順に開いて確認することにしたのである。調査したのは、一〇七合と一〇八合の一部、一〇九合から一一六合、新一合と新七合から新一二合のうち文書・印信・近世文書を除いた分である。

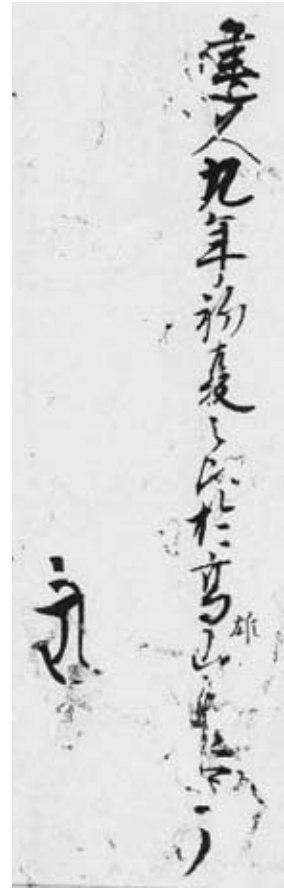
このような目的を限定した調査であつたが、二〇〇七年中におおよその点検を終了した。これにより、『改偏教主決』『東大寺具書』関連の断簡の大部分は取り出すことができたと考えている^③。

二 書写者について

断簡調査で、書写者と伝来を示す重要な断簡を二つ見つけることができた。一つは、新一〇合二一一号の一紙(縦二九・一、横約二五・四、二〇〇五年十二月発見)で、その識語部分が図版1である。

「建久九年初夏之比、於高・山□□□了^④／(梵字)im)とある(〱は改行を示す)。「山」の下に「寺」があるか否か判定しづらいが、書写識語と考えてよいであろう。

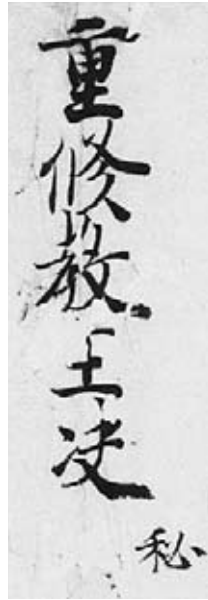
図版1



もう一つは、新一〇合二六〇号の一紙（縦約二八・五、横約二四・二、二〇〇五年十二月発見）で、中央に「重修教主決」^秘、左下に「憲照」、その左上に「梵字」^{rim}とある（図版2参照）。

図版2

（中央）



（左下）



「憲照」は「重修教主決」^秘とは別筆に見え、本書の伝領者と考えられる（憲照については次節で言及する）。問題は、「梵字」^{rim}なる人物である。新一

〇合二一一号の署名はその右の識語と同筆と見えるので、書写者であると考えたい。ただし、署名のみが別筆である可能性もないわけではない。そう考えると「梵字」^{rim}は伝領者ということになるが、その可能性は低いと考える。その根拠となる資料が、七四合六五号『五輪成身法密記』一帖である⁴。その末尾識語に、

建久九年暮春之比於神護寺

書写之畢 (梵字) rim

とあり、識語・署名・本文は同筆に見える。これにより『改偏教主決』とはほぼ同時期に「神護寺」で書写活動をしている「梵字」^{rim}が確認できるわけであり、『改偏教主決』も「高雄山」すなわち「神護寺」で、「梵字」^{rim}なる人物により写されたものと考えてよいと思うのである。

それでは、現存している『改偏教主決』は建久九年の写本そのものであるのか。この点については、なお判断を留保したい。理由の一つは、「高雄山」の「雄」が後から小字で書き入れられている点である。これは建久の写本後に書写した際の不手際と見るべきものかもしれない。また、『改偏教主決』と『五輪成身法密記』の本文の筆跡を比べてみると、同一のものと判定することが躊躇われることもある。どちらかが、または両方が転写だと考えるべきかもしれない。もちろん両者とも「梵字」^{rim}の手になると考えることもできよう。両者は書物としての体裁が大きく異なり（『五輪成身法密記』は縦一八・二糎、横一五・八糎の枳形本）、書写の態度も違ったかもしれない。このような状況であるので、現時点では、断定を控えざるを得ないのである。

以上のような問題点はあるが、「梵字」^{rim}が建久頃に活動した人物だとし、一体それは誰か。残念ながら、その素性は未だ謎である⁵。以下では、今のところ見つかっている「梵字」^{rim}関係の資料を挙げておきたい。

第一に挙げるべきは、同じ栄西著作である『隠語集』で、その末尾の識語が図版3である。

図版 3



「校了」(梵字) nim / 伝領 慈□□之本 / 相伝□□□とある。「慈□□」は判読が困難であるが、何らかの文字があったところに上書きしたように見える。これと「相伝□□□」の文字は同筆であろう。それらと異なる筆が「校了」と「(梵字) nim 」さらに「伝領……之本」で、この三つは同筆のように見える。

とするならば、「(梵字) nim 」なる人物は『隠語集』を伝領し、校合を加えた人物ということになる。たしかに本文中には校合注記があり、それと、ここに掲出した識語とは同筆と見てよさそうである。ただし、本文自体と同筆と言えるかという点、判定は難しい。したがって、書写者であると断定することはできない。

『隠語集』と近似する識語を持つのが、四六合七一号『付真言秘密條々可用事』で、表紙右下に「淳照」、本文末尾に、

校了了(梵字) nim
秘々也(朱)

伝領□□院之本

伝領俊誉

とある。本文には、校合注記があり、「校了了(梵字) nim 」という識語と同筆と見てよさそうである。校合注記と本文とが同一人物の手になるものかは、これ

も判定は難しい。したがって、この本についても「(梵字) nim 」が書写者であるとは断定できない。『隠語集』と比べると、本文の筆跡は異なるように見え、かつ「校了了(梵字) nim 」という箇所も字体が異なるように見える。これをどう考えればよいかなお検討を要する。ただ、ここで注目したいのは「伝領□□院之本 / 伝領俊誉」の書き方である。「□□」の部分はおもとの文字に上書きしてあり、「慈心」と読めるようにも見えるのだが、「伝領……院之本」とは別筆であり、かつ次行の「伝領俊誉」と同筆に見える。これは『隠語集』と近似する識語である。もちろん『隠語集』では識語の最終行が「相伝」であり、「伝領」とは異なる。また、その下の文字も判読できないので全く同じということではないが、両者は同じ伝来経路を辿った可能性が高いと思われる⁶⁾。

ここに名前の見える俊誉が伝領した本として、同じ四六合に『持宝金剛念誦次第』がある(七二号)。その末尾識語は、

一交了

以光明山本書写之了

菩提山□□院之本

伝領俊誉

というもので、「菩提山□□院之本」の一行は擦り消してある。そのため判読しづらいのであるが、「□□院」は「発心院」と読めそうである。これを踏まえて見ると、『付真言秘密條々可用事』で「慈心」の下にもともと書かれていた文字は「発心」と判読してよさそうに見える。『隠語集』ではまったく不明であり、さらにどちらにも「菩提山」とはないので確実ではないのだが、(菩提山) 発心院が『隠語集』『付真言秘密條々可用事』伝来の場であった可能性を考慮しておきたい。

『隠語集』と『付真言秘密條々可用事』はともに、「(梵字) nim 」の校合識語を持つものであったが、さらに一点、校合識語を持つものがある。五二合一九号『南田堂鎮壇』一帖で、表紙左に「南田堂鎮壇 (梵字) nim 」、本文末尾に「校了(梵字) nim 」とある。表紙外題は本文と同筆のように見えるが、末尾

の校合識語は同筆かどうか判断が難しい。同筆ならば、「梵字」rim]は校合者であり、書写者でもあることになるが、しかし本文の筆跡は『隠語集』とも、『付真言秘密條々可用事』とも異なるように見えるのである。

校合識語ではないが、加點識語を持つのが新一一合五二号の断簡一紙である。

これは仮題「宗論」(「天台百誤論」⁸⁾)の識語部分で、以下にそれを筆跡により三つの部分に分けて示す。

(識語1) □□^{長寛}元年六月十一日於成身院別院地藏院以法明房之本書寫了

僧円信之本 一交了

(識語2) 為偏佛法興隆広作佛事書寫也

(識語3) 一披之次処々指点了誤多端歟

(梵字) rim]

本文の筆と近いのは(1)であるが、ただし、本文自体、何人かの手になるようにも見え、(2)と近い筆跡もある。それらに対して(3)は別筆に見える。本文に施された加點の一部と同筆かとも思われ、とするならば本書において「梵字」rim]は加點者と見なすことができる。

最後に一点、「梵字」rim]の書寫識語を持つのが、五一合一六九号『不二大日秘事口伝』一卷で、本文末尾に、

丁卯歳七月十八日以越後僧都之本

書寫之畢金剛乘末資(梵字) rim]

とある。これは現在までに見つかっている「梵字」rim]の署名を持つ本のうち唯一の卷子本である。「丁卯」の年としては、承元元年(一二〇七)、文永四年(一二二七)、嘉暦二年(一二三二)が考えられるが、「梵字」rim]が建久年間に活動していたと見てよいならば、承元元年と考えるのが妥当であろう。本文の筆跡は、これまでに挙げた資料のどれとも異なるように見える。

以上が、「梵字」rim]に関係する資料であるが、本の体裁としては、『五輪成身法密記』と『付真言秘密條々可用事』とがほぼ同じという他は、袋仮綴本であったり卷子本であったりとどれも異なっていて統一性は見られない。また識語

の内容も、書寫を示すもの、校合を示すもの、加點を示すものそれぞれで、どこまでが彼の手になるものか不確かな面が多い。それと関連して何より問題なのは、本文筆跡がどれも異なるように見えることで、転写の可能性も考えつつ慎重に考察していくことが必要である。ただ、今回提示した資料はあくまで現時点で見つかっているものであり、今後「梵字」rim]の署名を持つ聖教がさらに見つかる可能性がある。できるだけ多くの資料を探し出した上で考え直してみなければならぬ。

「梵字」rim]がいかなる僧であったかということについては、今回挙げた聖教の内容を詳細に検討していく必要がある。それも今後の課題で、現時点では、はなはだ漠然とした言い方しかできないのであるが、南都に関係する真言僧の面影が漂ってくるように思われる。栄西著作二点は、一方は真言宗における教主論、一方は男女の交合を隠語として理智冥合・胎金冥合を説いたものであった。⁹⁾『五輪成身法密記』『付真言秘密條々可用事』『不二大日秘事口伝』が真言の書であることは書名からも明らかであるが、例えば『付真言秘密條々可用事』は東寺真言宗にまつわる口伝を記したもので真言行者が用心すべき条々に、「宗大事」「玉珠事」「五指量愛染事」「東寺事」「請雨經事」の各条を加えて一書としている。『南円堂鎮壇』は弘法大師が鎮壇を行ったとされる興福寺南円堂に関するもので、南都真言宗の聖教と言える。仮題「宗論」(「天台百誤論」)は、戒壇問題に関して南都の立場から天台を論駁したもので、密教色は薄い、南都の真言僧が律や三論・法相を兼学した様を彷彿とさせるように思う。「梵字」rim]の字間について、関連する聖教を探索しつつ、より具体的に追究していくことができる。興味深い成果が得られると予想される。

このように今後の課題は多いのであるが、今回挙げた資料から「梵字」rim]なる人物について言えそうなことは、建久年間から承元年間ころ、つまり一二〇〇年前後に活動したと思われること、「高(雄)山」「神護寺」「成身院別院地藏院」などの場、「法明房」「円信」「越後僧都」といった人物に関係したということである。また、「梵字」rim]が関与した書物の伝来に関わる場・人と

しては「慈心院」「発心院」「憲照」「淳照」「俊誉」を挙げることができる。このうち新一〇合二六〇号の一紙に名前のあった憲照は、『改偏教主決』の伝来に関わって特に注目される人物なので、次節で簡略に触れておくこととしたい。

三 伝 来

憲照がどのような本を伝領しているかについては、淳照の伝領本と関連して、真福寺善本叢刊第二期第五卷『聖徳太子伝集』の「解題」¹⁰⁾ですでに明らかにされている。すなわち、『聖徳太子伝暦』の書写識語に、観応元年（一二三〇）「中川地蔵院」、「淳円」とあるのについて、同じ「淳」字を冠する淳照が中川ゆかりの学僧であったこと、淳照と近い位置にいた憲照も中川ゆかりの本をいくつか伝領していることが詳らかにされている。憲照は例えば、中川成身院で書写された『日本法花験記』や、「中川無量寿院朝西」の伝領識語を持つ『法相名目』を伝領している。また淳照は、正応三年（一二九〇）、中川無量寿院で朝西が書写した『六字経験記』や、同じ中川の朝西が書写した『仁王経法』『請雨経法』『法華法略次第』を伝領している。淳照と憲照はともに中川ゆかりの僧であった。

このことを踏まえると、栄西著作を含む「梵字」rimの署名を持つ聖教の伝来の場合として中川が有力な候補になってくる。『改偏教主決』が憲照伝領本であることに加え、『付真言秘密條々可用事』の表紙右下に「淳照」の署名があり、これが淳照伝領本であることが重視される（『隠語集』は「淳照」の署名こそないが、『付真言秘密條々可用事』と近似する識語を持っていた）。さらに、仮題「宗論」の識語にある「成身院別院地蔵院」が中川と考えられることも合わせると、「梵字」rimの聖教が中川を経由していた可能性は高いのではないかと、仮定ではないが、一つの有力な候補として考慮していききたい。なお、憲照・淳照の伝領本は東大寺東南院を経て真福寺に入ったと考えられている¹¹⁾。

以上、現段階で見出されている資料のみでは、なかなか確実なことは言えないのであるが、今後の調査・研究の進展を期して本稿を閉じたい。

注

- (1) 自筆書状については、稲葉伸道「大須観音宝生院真福寺文庫所蔵『因明三十三過記』紙背文書―栄西自筆書状の出現―」『愛知県史研究』七号、二〇〇三年三月に、「無名集」と『隠語集』については、真福寺善本叢刊第二期第三卷『中世先徳著作集』臨川書店、二〇〇六年十一月に紹介された。
- (2) 真福寺善本叢刊第二期第十卷『東大寺本末相論史料』臨川書店、二〇〇八年四月として刊行された。
- (3) この過程で、『安極玉泉集』（真福寺善本叢刊第一期第四卷『中世唱導資料集』所収）の断簡も一部発見することができた。また、今回のワークショップで合わせて報告した「初期禅宗聖教断簡」については、調査の途中から注目して取り出し始めた。二〇〇七年度からより本格的な断簡調査が始まったので、『改偏教主決』の見落とし分と合わせて、今後発見される可能性がある。
- (4) ワークショップの時点では「梵字」rimが書写者であるか伝領者であるか慎重に考えるべきと発言したが、その後『五輪成身法密記』を見出したことにより、書写者と判断する見方に傾いた。
- (5) ワークショップでは、コメントーターの先生方から義林房や円琳など、いくつかの可能性を御指摘いただいた。栄西の弟子とも言われる円琳は有力な候補であるが、その著『菩薩戒義疏鈔』の奥書によれば生年は建久元年であり、やや苦しい（円琳と『菩薩戒義疏鈔』についてはいくつかの論文があるが、比較的最近のものとして山口興順「円琳撰『菩薩戒義疏鈔』について―引用典籍の考察を中心に―」『大正大学大学院研究論集』一八号、一九九四年三月を参照した）。確実な決め手が見つかるまでなお調査を継続したい。と同時に、大方の御教示を得られれば幸いである。
- (6) 『付真言秘密條々可用事』は本の体裁が『五輪成身法密記』と酷似している。前者の法量は縦一八七糎、横一六・一糎で後者よりやや大きいが同じ枳形本である。一面八行の押界は界高約一五・二糎、界幅約一・七糎で、両者ほぼ同じである。また、渋染雲母引きの表紙を本文第一紙に貼り付けて、その左端の天地全体をくるむ形の貼題簽を施す体裁も共通している。ただし本文の筆跡は異なるように見え、こういった状況をどう考えるべきか、なお考察が必要である。
- (7) 可能性ということで言えば、真福寺には「中川発心院」由来の本がある。別置本『慈観別解脱戒』一卷は「元暦元年十月十二日於中川発心院書写了」との識語を持つ。後述するように『改偏教主決』の伝領者である憲照は中川と関係が深いので、『隠語集』や『付真言秘密條々可用事』が「中川発心院」由来である可能性も考えておきたい。なお、「慈心院」については、真福寺には「上醍醐慈心院」由来の本がいくつかあるが、それと確定するには、なお検討を要する。

- (8) ワークショップ当日には、梵字(三三)の学問に関連して、仮題「宗論」(天台百誤論)についてもやや詳しく言及し、考察すべき課題など見通しを述べたが、本稿では割愛した。
- (9) 真福寺善本叢刊第二期第三卷『中世先徳著作集』の「解題」参照。
- (10) 真福寺善本叢刊第二期第五卷『聖徳太子伝集』「解題」臨川書店、二〇〇六年三月。
- (11) 真福寺善本叢刊第二期第十卷『東大寺本末相論史料』に収録された、「醍醐寺初度具書紙背文書」には「実名改之候、今ハ淳照ニテ候、聊軽子細候て改之候了」との一文を含む頼心宛の書状が含まれており、両者の交流と活動が興味を惹く。